

資金調達

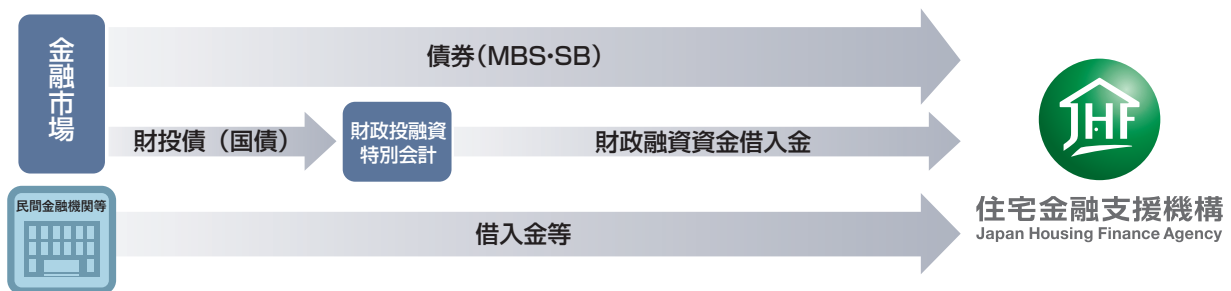
● MBS（資産担保証券）や SB（一般担保債券）を中心に資金を調達しています。

住宅金融支援機構では、証券化支援業務等の運営に必要となる資金を主に MBS（資産担保証券）や SB（一般担保債券）の発行により金融市場から調達しています。また、引き続きシンジケートローン等による資金調達を

実施しています。

なお、財政融資資金借入金は、緊急な対応が必要となる災害復興住宅融資等の資金に限定して活用しています。

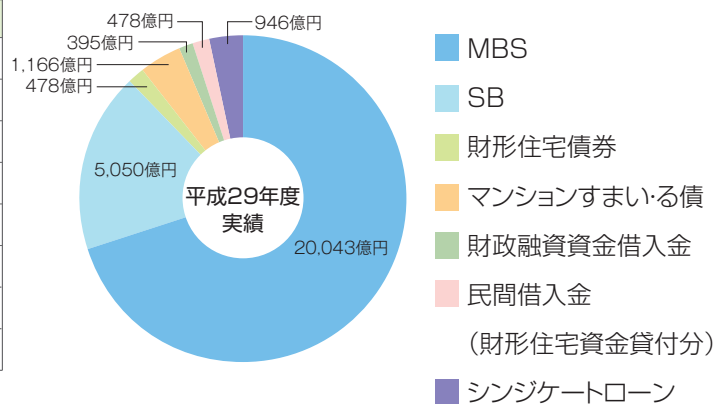
資金調達の概要



資金調達の内訳

資金の大部分は MBS や SB を発行することにより調達しています。

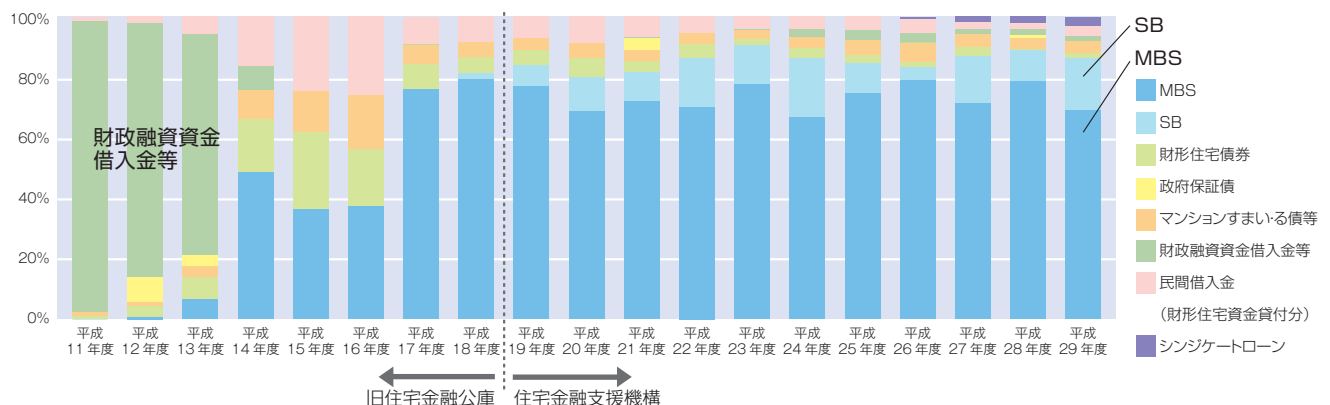
		平成29年度実績
債券	MBS	20,043億円
	SB	5,050億円
	財形住宅債券	478億円
	マンションすまい・る債	1,166億円
借入金	財政融資資金借入金	395億円
	民間借入金(財形住宅資金貸付分)	478億円
	シンジケートローン	946億円
	合計	28,556億円



資金調達割合の推移

住宅金融支援機構は、主要業務を旧住宅金融公庫時代の直接融資業務から、民間金融機関による全期間固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務へ転換

したことにより、財政融資資金からの借入れを主とした調達から、MBS や SB の発行による金融市場からの調達へシフトしています。



MBS と SB の商品性

	MBS	SB
担保	貸付債権担保※ ¹	一般担保※ ²
発行時の債券格付※ ³	S&P : AAA R&I : AAA	S&P : A+ R&I : AA+
償還方法	月次パススルー方式※ ⁴	満期一括償還
BIS リスクウェイト※ ⁵	10% (標準的手法)	
日銀適格担保要件	充足	
大口信用供与等規制※ ⁶	対象外	
払込金額 (発行価額) の考え方	額面 100 円につき 金 100 円 (パー発行)	

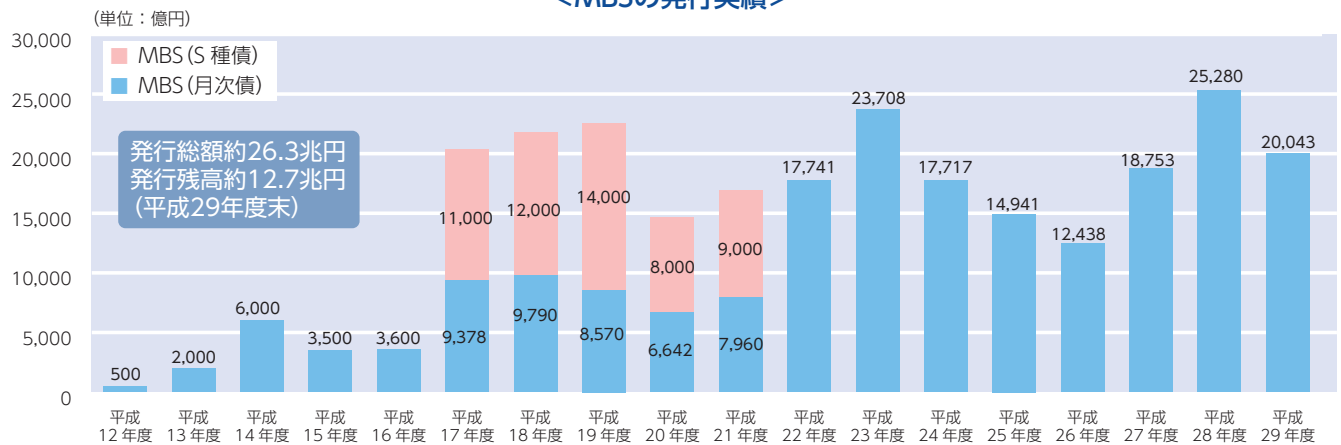
※平成 30 年 5 月 8 日現在

- ※¹ MBS は、発行する回号毎に住宅金融支援機構が買い取った住宅ローン【フラット 35】を信託し、これを担保としています。
- ※² SB は、独立行政法人住宅金融支援機構法第 19 条第 4 項の規定に基づく一般担保付債券であり、債権者 (SB の投資家) は住宅金融支援機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利 (先取特権) を有します。この先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次いで、優先度の高いものです (同条第 5 項)。
- ※³ ・S&P : S&P グローバル・レーティング・ジャパン
・R&I : 格付投資情報センター
S&P が付与する MBS の格付には、ストラクチャード・ファイナンス格付の識別子「(sf)」が付記されます。
- ※⁴ 月次パススルー方式については次ページ参照
- ※⁵ BIS 規制による自己資本比率は、自己資本をリスク資産で除して求めます。資産には種類毎にリスクに応じた掛け目があり、これをリスクウェイトといいます。
- ※⁶ 住宅金融支援機構は、銀行法施行令においてこの規制の適用除外として規定される「特別の法律により設立された法人で、国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人」に該当します。

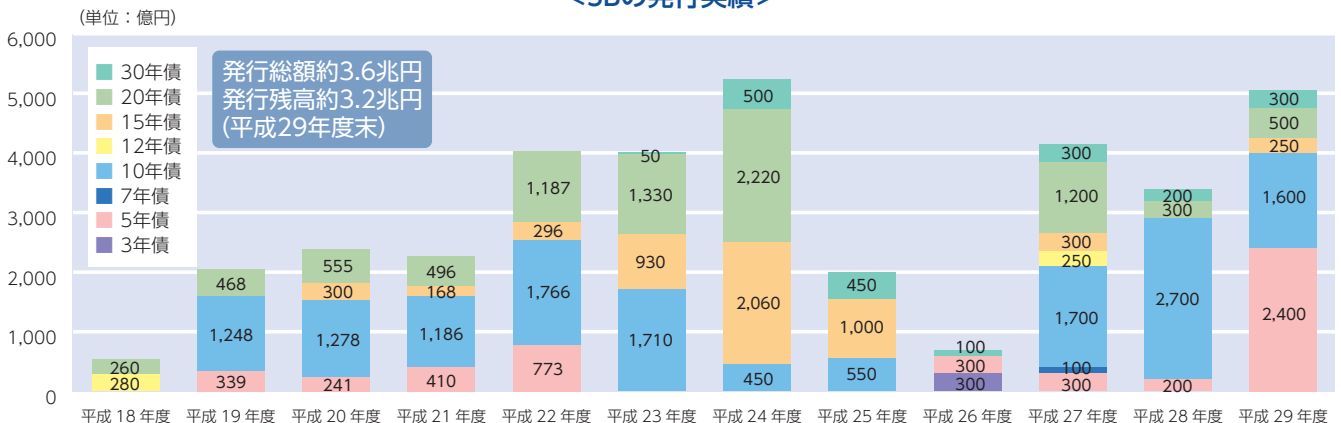
MBS と SB の発行実績

MBS (月次債) や SB は【フラット 35】や機構融資などの資金調達のために発行しています。MBS (S 種債) は旧住宅金融公庫時代の事業のリファイナンスのために発行しています。

<MBSの発行実績>



<SBの発行実績>



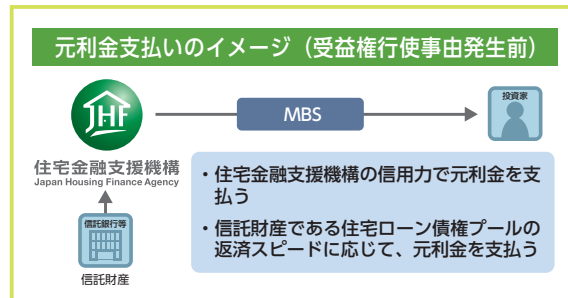
MBS（月次債）の主なポイント

資産担保型の財投機関債

- 受益権行使事由^{*}発生前は住宅金融支援機構の信用力で元利金を支払い、受益権行使事由が発生した場合には財投機関債から受益権に切り替わる仕組みとなっています。
- BIS 規制上のリスクウェイトは、信用リスクの標準的手法において 10%となっています。

※ 受益権行使事由は次のとおり

- 1 MBS の債務を承継する者が法令で定められず、住宅金融支援機構を解散する法令が施行され、これにより住宅金融支援機構が解散した場合
- 2 MBS の債務を承継する者を、株式会社とする法令又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号、その後の改正を含む。）若しくはこれに類似する倒産手続の適用が法令により認められる法人とする法令が施行され、法令により住宅金融支援機構が解散した場合
- 3 MBS の債務者を、株式会社とする法令又は会社更生法若しくはこれに類似する倒産手続の適用が法令により認められる法人とする法令が施行され、これにより MBS の債務者がかかる法人となった場合
- 4 MBS に係る住宅金融支援機構の支払債務又はその他住宅金融支援機構が発行若しくは承継した債券に係る住宅金融支援機構の支払債務について、その支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が 7 日以内に治癒されなかった場合



均質かつ地域分散効果の高い住宅ローンプール構成

- 広く全国から住宅ローンを買取ることにより、地域分散効果の高い住宅ローンプールを組成しています。
- 民間金融機関から購入する住宅ローン債権に買取基準を設けることにより、均質な住宅ローンプールを組成しています。



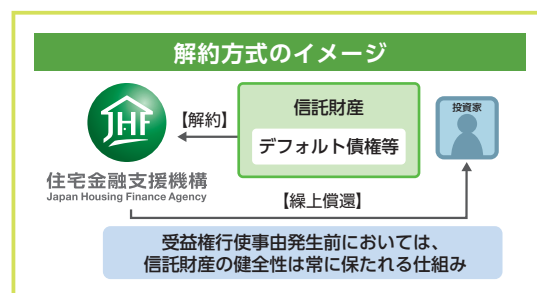
デフォルト債権等の信用リスクは住宅金融支援機構が負担

- 3 か月延滞までは、延滞がないものとして住宅金融支援機構が投資家に対して MBS の元利金を支払います。
- 4 か月延滞などのデフォルト債権等が発生した場合、当該信託債権を解約するため、デフォルト債権等の元本相当額に信託債権残高^{*1}に対する MBS 残高の比率を乗じた額について繰上償還を実施します【解約方式】^{*2、*3}。

※ 1 信託債権に延滞が発生している場合には、延滞がないものとした場合の信託債権残高

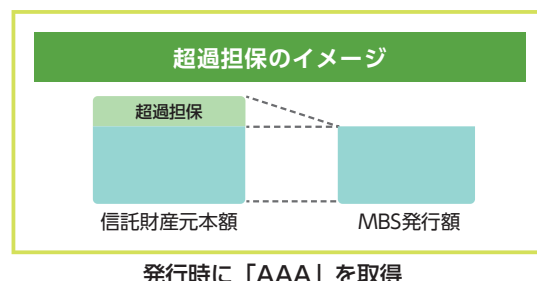
※ 2 MBS（S 種債）及び旧公庫時代に発行された MBS（月次債）については、4 か月延滞などのデフォルト債権等が発生した場合、当該信託債権と同等の住宅ローン債権を差し替えることにより、信託債権プールの健全性を維持します【差替え方式】。

※ 3 「解約方式」及び「差替え方式」の実施は受益権行使事由発生前に限ります。



超過担保を設定することにより AAA の格付を取得

- 十分な超過担保^{*}を設定することにより、S&P 及び R&I から発行時に AAA（最高位）の格付を取得しています。
- 信用リスクを極限まで抑えることにより、金利リスクや繰上償還リスクに着目した MBS 投資が可能になります。



※ 超過担保とは、MBS の発行額に対して、信託される住宅ローン債権の合計額が超過する金額であり、受益権行使事由発生後の信用補完として機能します。

MBS の元利金は信託債権プールの返済状況に応じて毎月支払い（月次パススルー方式）

- 裏付資産となる住宅ローンプールの元利金の返済状況に応じて、投資家に対して MBS の元利金を支払います。
- 一般に、住宅ローンの元利金返済は毎月行われるため、MBS の元利金支払も毎月行われます。
- 住宅ローンはあらかじめ決められた返済に加え、繰上返済することが可能であるため、MBS の元利金支払は住宅ローンの繰上返済の状況等により変化します。

証券化支援業務（【フラット35】の提供）

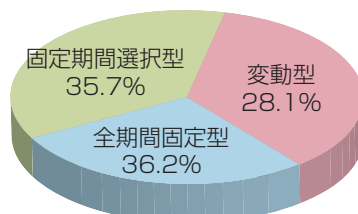
● 民間金融機関による「全期間固定金利の住宅ローン」を支援しています。

住宅金融支援機構では、国民に根強い需要のある全期間固定金利の住宅ローンを民間金融機関が提供することを支援する「証券化支援業務」を行っています。この証券化支援業務の仕組みを活用して提供される住宅ローンを「フラット35」と総称しています。

証券化支援業務には、「買取型」と「保証型」の2種類があります。また、それぞれについて、「フラット35」のお借入金利を一定期間引き下げる「フラット35S」、「フラット35リノベ」及び「フラット35子育て支援型・地域活性化型」の3種類の金利引下げメニューがあります。

住宅ローン利用予定者が希望する金利タイプ

住宅ローンの利用を予定している方の約3分の1が、全期間固定型の住宅ローンを希望されています。



出所：住宅金融支援機構「2017年度民間住宅ローン利用者の実態調査」
【民間住宅ローン利用予定者編】第2回（2018年4月実施）

【フラット35】の商品ラインナップ

フラット35 (買取型)

「フラット35（買取型）」は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して皆さまに提供している全期間固定金利の住宅ローンです。全期間固定金利の住宅ローンは、資金のお受取時にご返済終了までのお借入金利・ご返済額が確定する住宅ローンですので、長期にわたるライフプランを立てやすくなります。

「フラット35（買取型）」は、「ずっと固定金利の安心」で大切なマイホームの取得とその後のライフプランをサポートします。また、現在ご返済中の住宅ローンを「フラット35（買取型）」に借り換えるメニューも用意しています。

フラット50

「フラット50」は、長期優良住宅の認定を受けた住宅について、返済期間の上限を50年間とする制度です。

金利引継特約付き フラット35

「金利引継特約付きフラット35」は、長期優良住宅の認定を受けた住宅について、物件売却時に購入者へ債務を引き継ぐことができる制度です。

ダブルフラット

「ダブルフラット」は、将来の返済負担を軽減することを主な目的として、返済期間の異なる「フラット35」を組み合わせる利用できる制度です。

フラット35 (リフォーム一体型)

「フラット35（リフォーム一体型）」は、中古住宅の購入と併せてリフォーム工事を行う場合、リフォームの費用も「フラット35」でお借入れできる制度です。リフォーム工事の内容は限定していませんので、お客さまのニーズに応じた自由なリフォームが可能です。

機構住みかえ 支援ローン

「機構住みかえ支援ローン」は、一般財団法人高齢者住宅財団による保証を活用して住宅借上事業を実施している法人^{*}がお客さまの現在所有している住宅を借り上げを前提に、新たにお客さまご自身がお住まいになる住宅を取得するための住宅ローンです。

※ 平成30年4月1日現在、住宅借上事業を実施している法人は一般社団法人移住・住みかえ支援機構です。

家賃返済特約付き フラット35

「家賃返済特約付きフラット35」は、将来返済が困難となった場合で一定の条件に該当するときは、返済方法変更の特例により返済期間を延長し、割賦金を減額した上で、住宅を住宅金融支援機構と提携する住宅借上機関^{*}に賃貸し、その賃料を住宅金融支援機構が直接受領してお客さまの返済に充てるという内容の特約（家賃返済特約）をフラット35の借入時に設定する制度です。

※ 平成30年4月1日現在、住宅金融支援機構と提携している機関は一般社団法人移住・住みかえ支援機構です。

フラット35 (保証型)

「フラット35（保証型）」は、民間金融機関が提供する住宅ローンに対して住宅金融支援機構が保険を付け、お客さまが返済できなくなった場合に、住宅金融支援機構が金融機関に対して保険金を支払う仕組みを活用して金融機関が提供する「全期間固定金利の住宅ローン」です。

【フラット35】の金利引下げメニュー

【フラット35】S

【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

【フラット35】Sには、【フラット35】S（金利Aプラン）と【フラット35】S（金利Bプラン）の2つの金利引下げプランがあります。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までのお申込分に適用

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初10年間	【フラット35】の 借入金利から 年0.25%引下げ
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間	

- (注1) 【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。
- (注2) 【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます（【フラット35】借換融資には利用できません。）。
- (注3) 【フラット35】Sは、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と併用できます。
- (注4) 【フラット35】Sと【フラット35】リノベを併用することはできません。

【フラット35】リノベ

【フラット35】リノベとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、中古住宅を購入して性能向上リフォームを行う場合又は住宅事業者により性能向上リフォームが行われた中古住宅を購入する場合に、【フラ

ット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。
【フラット35】リノベには、【フラット35】リノベ（金利Aプラン）と【フラット35】リノベ（金利Bプラン）の2つの金利引下げプランがあります。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までのお申込分に適用

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】リノベ (金利Aプラン)	当初10年間	【フラット35】の 借入金利から 年0.5%引下げ
【フラット35】リノベ (金利Bプラン)	当初5年間	

- (注1) 【フラット35】リノベには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。
- (注2) 【フラット35】リノベは、中古住宅の購入の際にご利用いただけます（新築住宅の建設・購入及び借換えの際には利用できません。）。
- (注3) 【フラット35】リノベは、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と併用できます。
- (注4) 【フラット35】リノベと【フラット35】Sを併用することはできません。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型とは、子育て支援や地域活性化について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に

する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までのお申込分に適用

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】子育て支援型 【フラット35】地域活性化型	当初5年間	【フラット35】の 借入金利から 年0.25%引下げ

- (注1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問合せください。
- (注2) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、【フラット35】借換融資には利用できません。
- (注3) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。
- (注4) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、【フラット35】Sと併用できます。
- (注5) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、【フラット35】リノベと併用できます。

【フラット35】（買取型の仕組み）

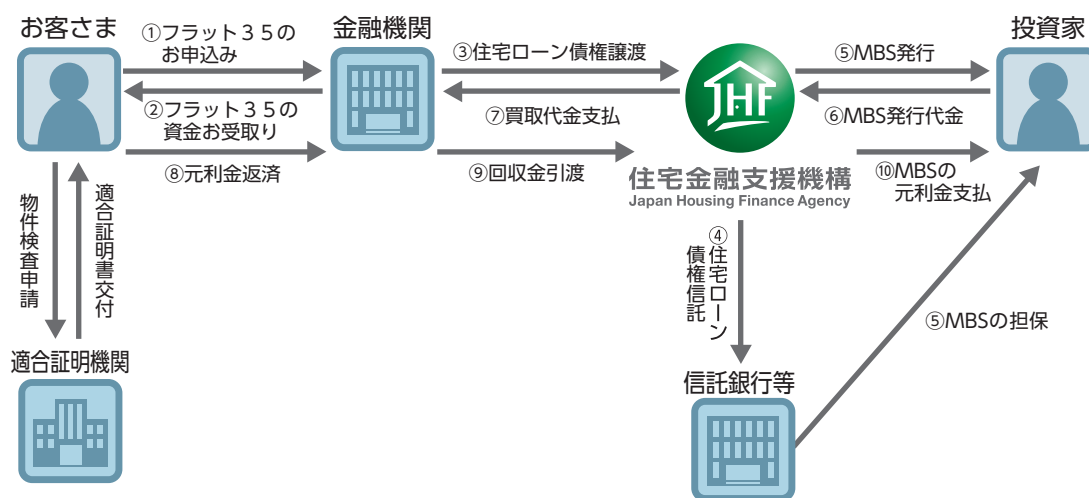
住宅金融支援機構が民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託銀行等に信託します。これを担保として住宅金融支援機構が MBS（資産担保証券）を発行し、住宅ローン債権を買い取るための資金を債券市場（投資家）から調達しています（下図参照）。

この仕組みを活用することにより、「全期間固定金利の住宅ローン」が民間金融機関においても提供できるこ

ととなります。住宅ローンは、住宅金融支援機構の示す一定の基準（買取基準）に合致したものであり、融資実行と同時に住宅金融支援機構に譲渡されます。

なお、住宅ローンの金利は MBS（資産担保証券）の利率等を基にそれぞれの民間金融機関が決定することになります。

買取型の仕組み図



4つのメリット

▶▶ ずっと固定金利の安心

資金の受取時に、返済終了までの借入金利と返済額が確定します。

▶▶ 質の高い住宅取得を金利引下げで応援

【フラット35】のご利用に際しては、住宅金融支援機構が定めた技術基準に基づく物件検査を実施します。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証の交付確認を行います。

さらに、省エネルギー性・耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、借入金利を一定期間引き下げる制度【フラット35】Sにより住まいづくりを応援しています。

事業参加金融機関

証券化支援業務（買取型）には、都市銀行（5）、信託銀行（1）、地方銀行（64）、第二地方銀行（38）、信用金庫（158）、信用組合（21）、労働金庫（12）、信農連（9）及び保険会社・モーゲージバンク・その他銀行（25）

▶▶ 保証料 0 円、繰上返済手数料 0 円

住宅ローンの借入に当たって一般的に必要な保証料はかかりません。保証人も必要ありません。また、返済中に繰上返済や返済方法の変更を行う場合も手数料はかかりません。

▶▶ ご返済中も安心サポート

多様な返済方法変更のメニューをそろえ、お客さまからの返済のお悩みに対して、事情に合った返済方法をご提案します。また、お客さまに万一のことがあった場合に備えて、新機構団信や新3大疾病付機構団信をご用意しています。

の合計 333 機関が参入しています。

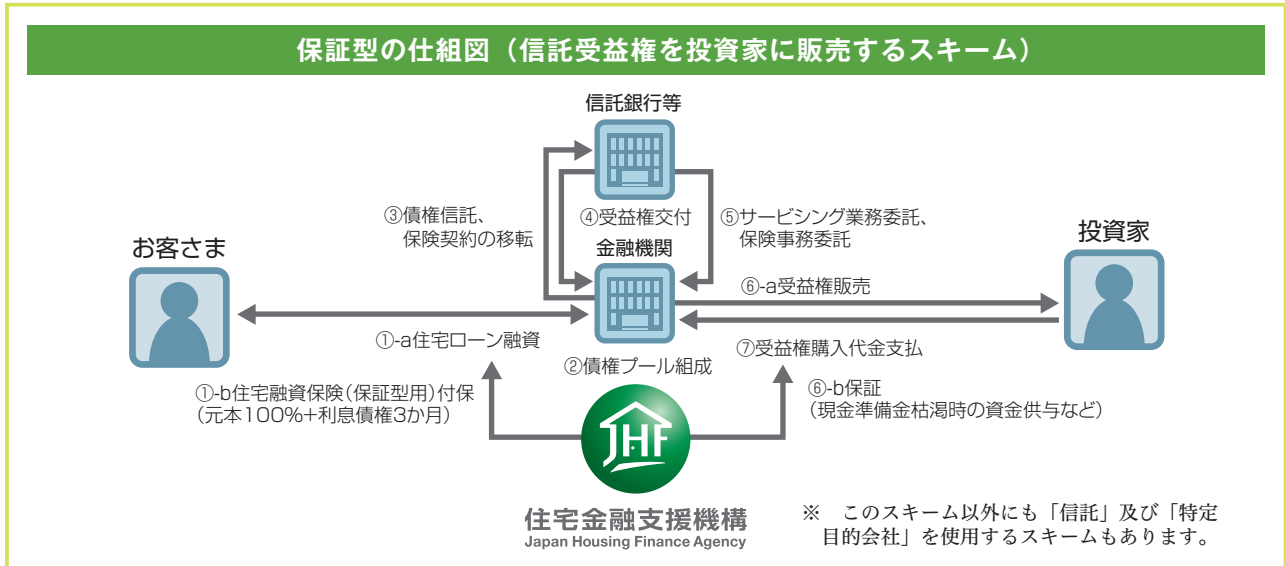
（ ）内は事業参加機関数（平成 30 年 3 月 31 日現在）※

※ 証券化支援業務（買取型）に係る返済金の回収等の業務のみを委託し、住宅ローン債権の買取りを実施していない 3 機関を除いています。

【フラット35】（保証型の仕組み）

住宅金融支援機構が民間金融機関の全期間固定金利の住宅ローンに対して住宅融資保険（保証型用）を引き受け、当該住宅ローンを担保として発行された MBS につ

いて、投資家に対して期日どおりの元利払い保証を行う仕組みです。



【フラット35】（保証型）の対象となる住宅ローンの主な基準※

- 申込みご本人又はご親族がお住まいになるための、新築住宅の建設・購入または中古住宅の購入のための融資であること。
- 住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅であること。
- 住宅の建設費（土地取得費に対する借入を希望する場合は、その費用を含む。）又は購入価額が1億円以

下（消費税を含む。）の住宅であること。

- 借入額が、100 万円以上 8,000 万円以下で、建設費または購入価額以内であること。
- 借入期間が 35 年以内であること。
- 借入利率が全期間固定金利であること。

※ 「フラット35（保証型）」は取扱金融機関によってご利用条件が異なりますので、詳細は取扱金融機関にご確認ください。

事業参加金融機関

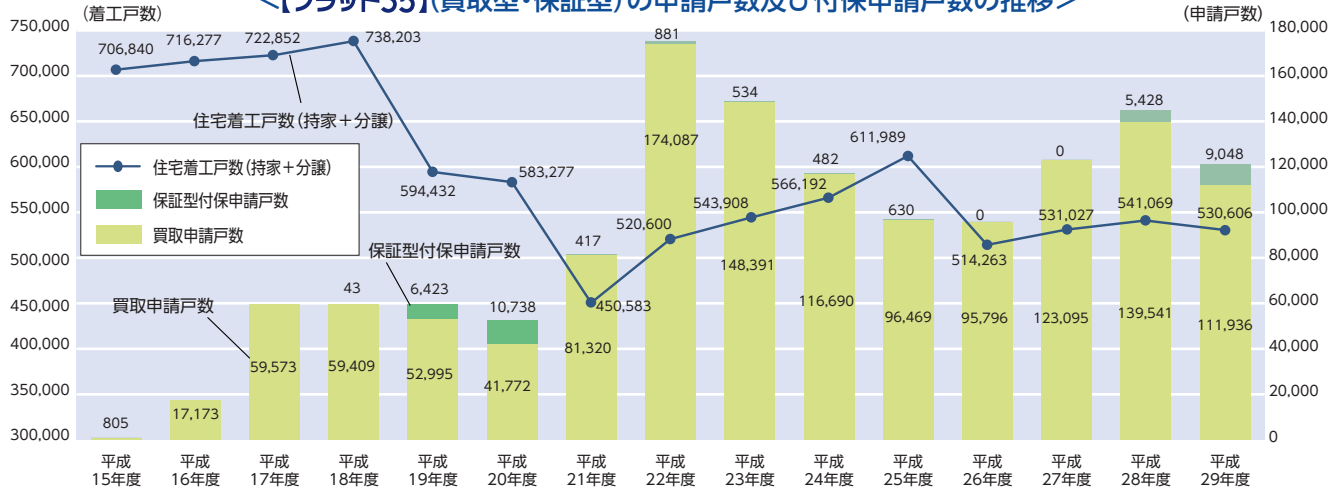
証券化支援業務（保証型）には、都市銀行（1）、地方銀行（1）及びモーゲージバンク（4）の合計6機関が参入しています。

（ ）内は事業参加機関数（平成30年3月31日現在）※

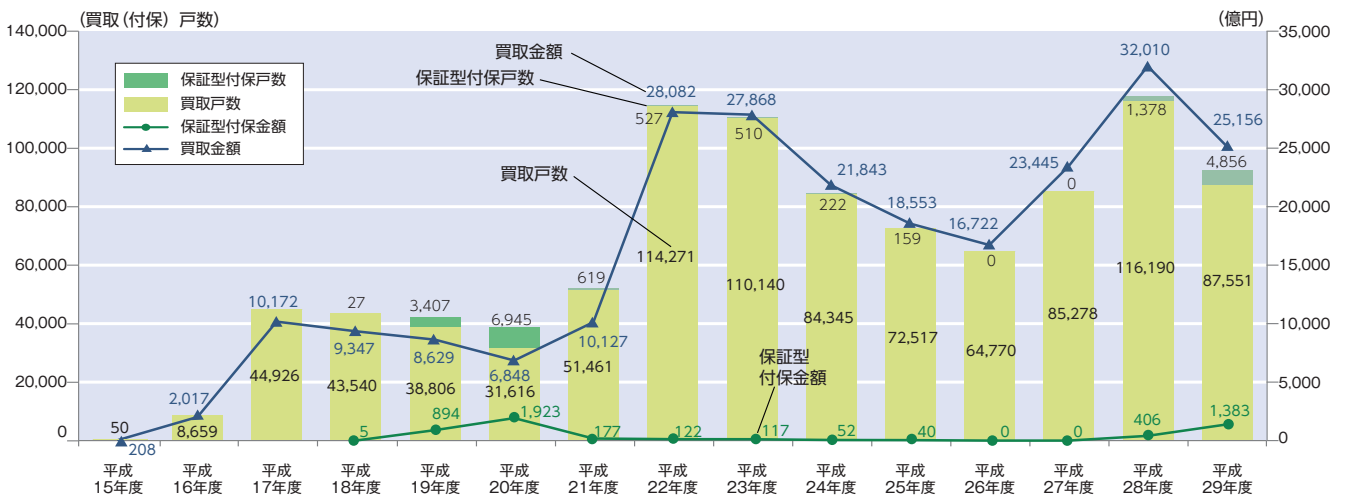
※ 一部の取扱金融機関においては新規受付を休止しています（平成30年3月31日現在）。

【フラット35】の実績

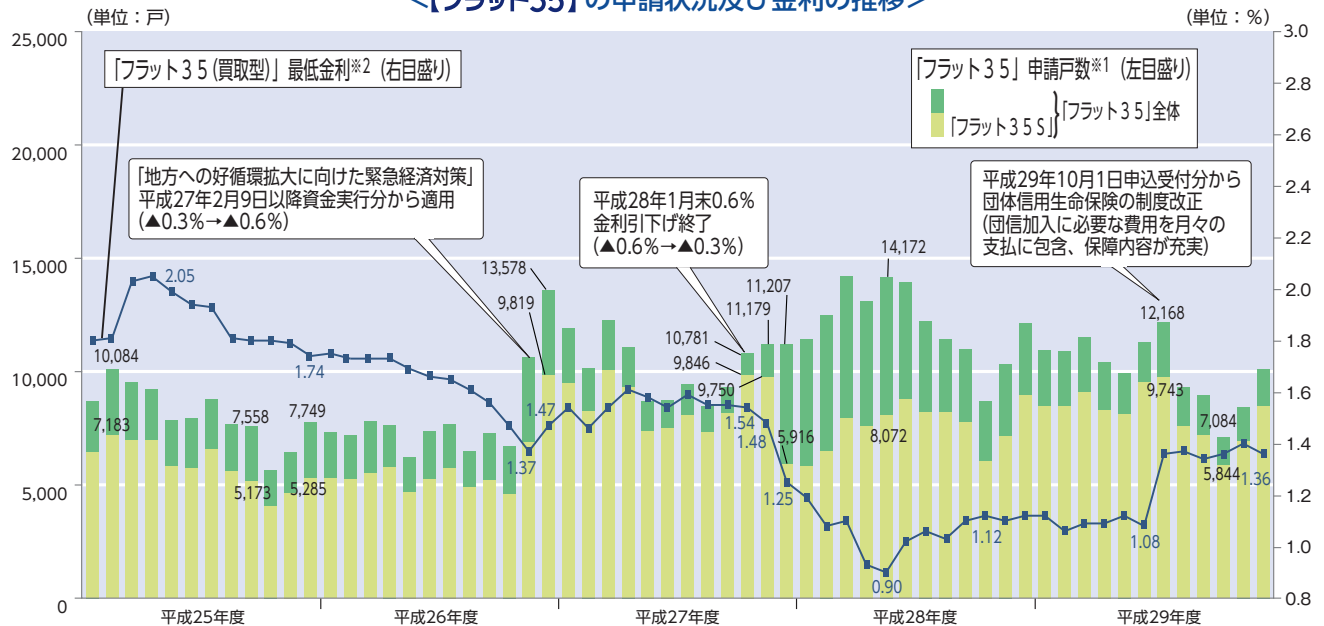
<【フラット35】(買取型・保証型)の申請戸数及び付保申請戸数の推移>



<【フラット35】(買取型・保証型)の買取(付保)戸数及び買取(付保)金額の推移(実行ベース)>



<【フラット35】の申請状況及び金利の推移>



※1 「フラット35 (買取型・保証型)」の合計戸数

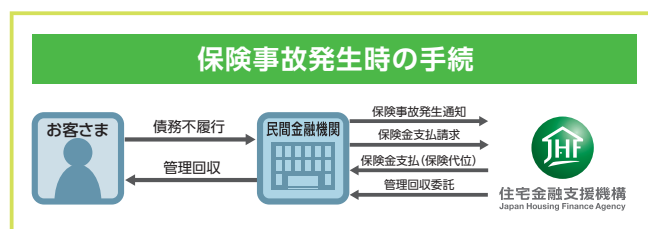
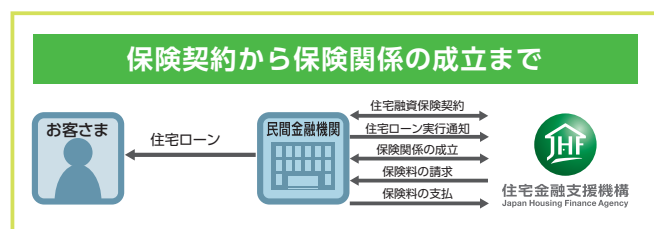
※2 お借入期間が21年以上35年以下の場合に取扱金融機関が提供する金利のうち最も低い金利(平成26年2月以降は融資率(9割以下・9割超)に応じて金利が異なるため、このうち9割以下の金利。また、平成29年10月以降は加入する団体信用生命保険の種類等に応じて金利が異なるため、新機構団信付きの金利)。なお、多くの取扱金融機関では、お借入期間が20年以下の場合、21年以上35年以下の場合と比較して、低い水準の金利を設定しています。

住宅融資保険等業務

住宅融資保険の仕組み

住宅融資保険は、民間金融機関の住宅ローンが不測の事態により事故となった場合に、あらかじめ住宅金融支援機構と民間金融機関との間で締結した住宅融資保険契約に基づき、保険金をお支払いする制度です。

住宅融資保険付きの住宅ローンは、自己資本比率の算定基準では、付保部分について 10% のリスクウェイトが適用されます。



住宅融資保険契約金融機関

住宅金融支援機構は、平成 29 年度において、都市銀行 (5)、地方銀行 (32)、第二地方銀行 (14)、信用金庫 (45)、信用組合 (15)、信農連・農協・信漁連・漁協 (9)

及び保険会社・モーゲージバンク・その他銀行等 (23) の合計 143 機関と住宅融資保険契約を締結しています。

() 内は保険契約金融機関数 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

住宅融資保険の主な商品概要 (平成 30 年 4 月現在)

種別	保険の対象	填補率 ^{※1}
特定個人ローン保険 (フラット35パッケージ型)	・【フラット35】又は災害復興住宅融資(東日本大震災のみ)と併せてご利用いただく住宅ローン(※)で、【フラット35】等の審査と一体で機構が付保承認を行ったもの (※) 住宅ローンを借り換えるための資金も対象	10 割
特定短期ローン保険 (フラット35つなぎ融資型)	・本体融資が【フラット35】、フラット35パッケージ、災害復興住宅融資(東日本大震災のみ)又は民間金融機関が災害復興住宅融資(東日本大震災のみ)と併せて融資する住宅ローンであるもの ・土地取得費、工事着工資金、中間金、住宅竣工後の受渡代金等に対するつなぎローンで、【フラット35】等の審査と一体で機構が付保承認を行ったもの ・融資期間が1年以下のもの	
特定個人ローン保険 (民間金融機関融資型) ^{※2}	・民間金融機関が融資審査基準に基づき承認を行い、かつ、機構が付保承認を行った個人向け住宅ローン(※) (※) 住宅ローンを借り換えるための資金も対象(自機関の借換えは対象外)	
特定一括返済ローン保険 (リバースモーゲージ型) 愛称:【リ・パース60】	・満60歳以上の方が利用するリバースモーゲージ型住宅ローン(住宅ローン利用者がお亡くなりになられたときに元金を一括でご返済いただくもの(※))で、機構が付保承認を行ったもの (※) 住宅ローンを借り換えるための資金も対象	
特定買取再販ローン保険	・中古住宅を買い取り、リフォームを実施して売却する事業(買取再販事業)を行う住宅事業者に対するローンで、機構が付保承認を行ったもの ・融資期間が1年以下のもの	
特定登録住宅リフォーム ローン保険	・登録住宅(※)のリフォーム又は登録住宅とするためのリフォームを行うためのローンで、機構が付保承認を行ったもの (※) 住宅セーフティネット法に基づき、高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県等に登録した住宅をいいます。	9 割
個人ローン保険 ^{※2}	・民間金融機関が融資審査基準に基づき承認を行った個人向け住宅ローン(※) (※) 住宅ローンを借り換えるための資金も対象(自機関の借換えは対象外)	
個人つなぎローン保険 ^{※2}	・民間金融機関が融資審査基準に基づき承認を行った、土地取得費、工事着工資金、中間金、住宅竣工後の受渡代金等に対するつなぎローン ・融資期間が1年以下のもの	

※1 未回収元金について保険引受する割合(利息、延滞損害金等は対象外)

※2 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社である保証会社を保有しない中小金融機関等に限り利用が可能

【リ・バース60】（満60歳以上の方のための住宅融資保険付きリバースモーゲージ型住宅ローン）

住宅金融支援機構は、金融機関の皆さまの【リ・バース60】の提供を支援しています。

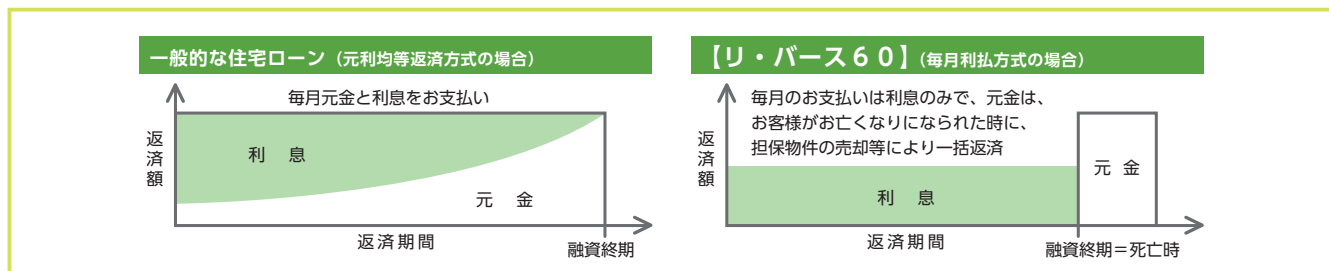
【リ・バース60】の概要

【リ・バース60】は、毎月の支払は利息のみとし、元金は申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなった時に、融資住宅及び敷地の売却等により、一括し

てご返済いただく商品です（下記イメージ図参照）。

月々の支払が利息のみとなるため、支払額を低く抑えることができます。

<一般的な住宅ローンと【リ・バース60】の返済方法>

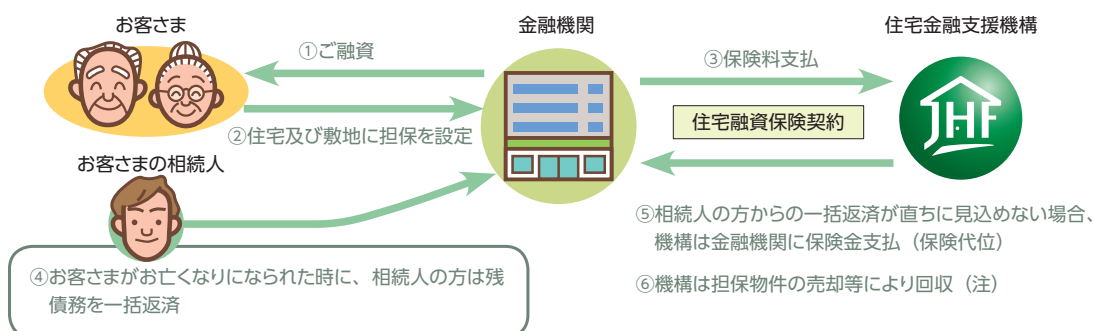


【リ・バース60】の仕組み

あらかじめ住宅金融支援機構と民間金融機関との間で住宅融資保険契約を締結することで、相続人から一括返

済が見込めない場合等に保険金をお支払いします（下図参照）。

<【リ・バース60】の仕組み>



（注）リコース型とノンリコース型

担保物件の売却代金が残債務に満たない場合は、相続人の方への請求について、次のうちいずれかの取扱いとなります（※）。

■リコース型：残債務を請求します。

■ノンリコース型：残債務を請求しません。

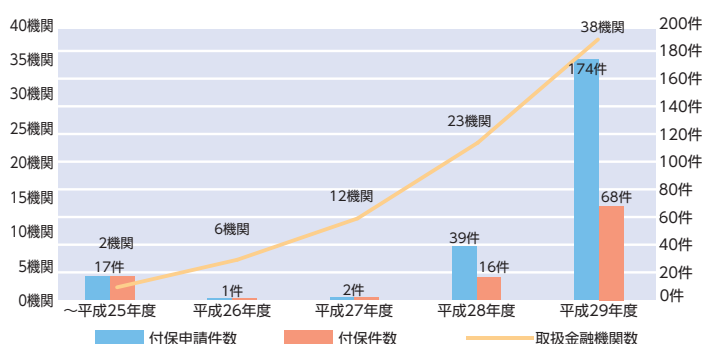
（※）いずれのタイプを取り扱うかは金融機関により異なります。

これまでの取組等

<商品改善等の変遷>

平成21年度	・資金使途をリフォームのみを対象として取扱いを開始
平成23年度	・資金使途に、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金を追加
平成27年度	・資金使途に、建設・購入及び借換のための資金を追加
平成28年度	・資金使途に、子世代が住宅を取得するための資金を追加 ・保険代位債権における回収業務の委託取りやめ ・融資物件以外に所有する物件の増担保の設定
平成29年度	・ノンリコース型を創設
平成30年度	・長期優良住宅の担保掛け目の引き上げ ・年齢要件の緩和 ・資金使途に、セカンドハウスを追加

<取扱金融機関数（累計）及び付保申請件数等の推移>



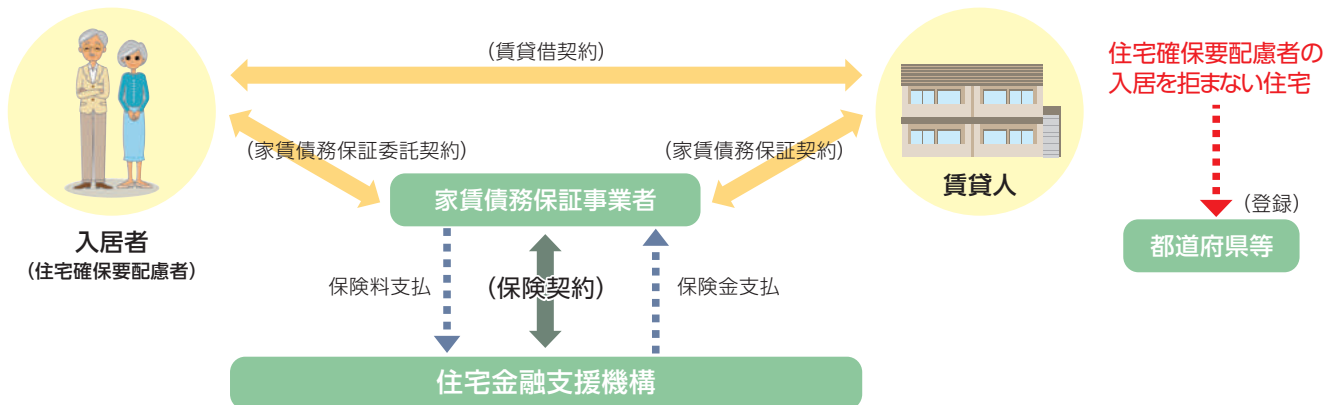
家賃債務保証保険の仕組み

家賃債務保証保険は、住宅セーフティネット法に基づく保険であり、家賃債務保証事業者が、登録住宅（※）に入居する住宅確保要配慮者の家賃債務を保証する場合

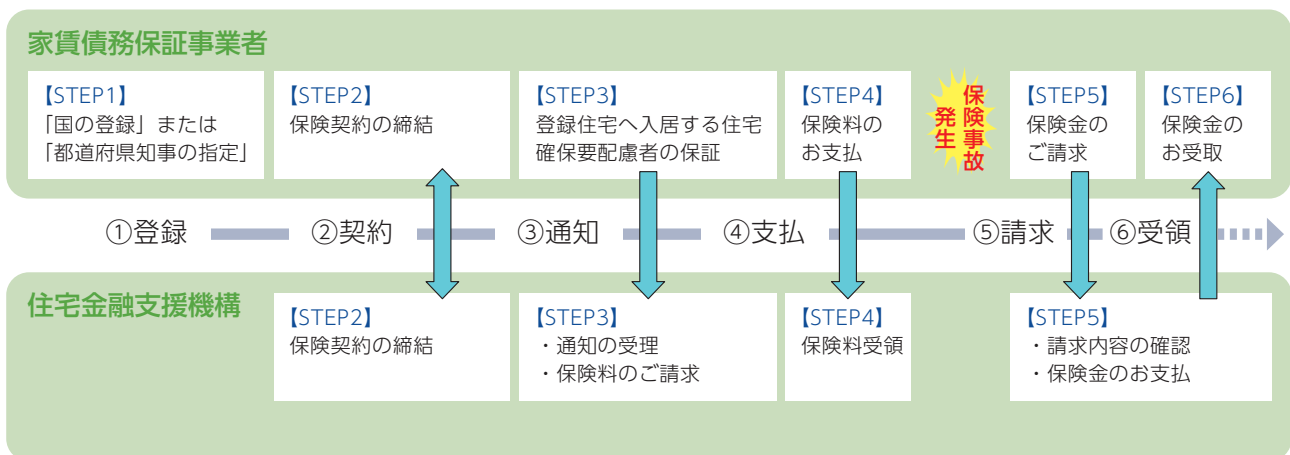
に、住宅金融支援機構がその保証債務に保険を付保する制度です。

（※）住宅セーフティネット法第10条第5項に規定する登録住宅をいいます。

制度のイメージ



主な手続の流れ



主な商品概要

保険の対象範囲	未払家賃（管理費及び共益費を含む。）の保証
保険料及び支払時期	月額家賃に保険料率（25％）を乗じた金額を当初入居時に1回のみお支払いいただきます
保険金の額	家賃債務保証事業者が代位弁済した額の7割 ※月額家賃の12か月分×7割（8.4か月分）または100万円のいずれか小さい額が限度
保険期間	保証の日から保証委託契約終了日または名義変更日まで
保険金の支払時期	保険事故後に一括支払い

家賃債務保証保険契約事業者

家賃債務保証保険には、2社の家賃債務保証事業者が参入しています（平成30年3月31日現在）。

融資業務（災害復興住宅融資、まちづくり融資等の政策融資）

● 政策上重要で民間金融機関では対応困難な分野に対し融資業務を行っています。

災害で被災した住宅の早期の再建、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設、密集市街地における老朽化住宅の建替え、マンション共用部分の大規模修繕など、政策

上重要で、かつ、民間金融機関だけでは十分な対応が困難な分野に限定して、融資業務を行っています。

政策分野	目 的	対応する融資等
被災住宅の再建	・ 災害で被災した住宅等の早期の再建支援	・ 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例を含む。） （住宅の新築、購入、補修・整地等）
災害予防	・ 地すべりや急傾斜地の崩壊に備えて家屋の移転や代替住宅建設等の支援 ・ 土砂の流出などによる災害から住宅を守るための宅地の補強工事	・ 地すべり等関連住宅融資 ・ 宅地防災工事融資
高齢者の居住安定等	・ 介護サービスなどを提供でき、高齢者が安心して暮らせる賃貸住宅の供給支援 ・ 高齢者が自宅をバリアフリー化したり、マンション建替事業等による住宅の建設又は購入をする場合に、返済方法の特例等を適用し、返済負担を軽減	・ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 ・ リフォーム融資及びまちづくり融資（高齢者向け返済特例）
子育て世帯支援	・ 子育てに必要な住戸規模を有し、省エネルギー性能にも優れた賃貸住宅の供給支援	・ 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資 ・ 賃貸住宅リフォーム融資
安全な住宅市街地整備	・ 土地の合理的な利用により密集市街地における防災機能をはじめとする居住環境の向上支援	・ マンションすまい・る債 ・ マンション共用部分リフォーム融資 ・ まちづくり融資（高齢者向け返済特例を含む。）
マンションストック維持・再生	・ マンションの大規模修繕や建替えの支援 ・ マンションの修繕積立金の計画的な積立てや、保管・運用をサポート	
耐震性の向上	・ 耐震改修工事又は耐震補強工事により一戸建てやマンションの耐震性の向上	・ 耐震リフォーム融資（高齢者向け返済特例を含む。） ・ マンション共用部分リフォーム融資 ・ 住みかえ支援 ・ 賃貸住宅リフォーム融資

※ このほか、財形貯蓄を行っている勤労者の方への融資などをご用意しています。

融資メニューのご紹介

被災住宅の再建 災害復興住宅融資等

東日本大震災、平成 28 年熊本地震をはじめ、地震、台風、大雨、突風等の自然災害により住宅が被災された方に対し住宅の再建（建設・購入・補修）に必要な資金

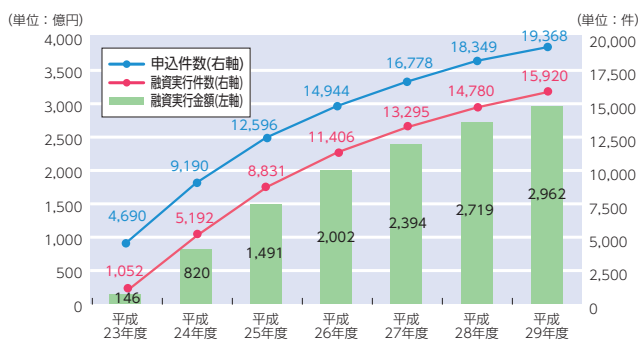
▶ 東日本大震災の被災住宅等の復興支援

災害復興住宅融資のほか、宅地に被害が生じた場合の宅地の補修資金の融資（災害復興宅地融資）を行い、融資金利の引下げ（建設・購入の場合当初 5 年間 0% など）や元金据置期間・返済期間の延長等の制度拡充を行って

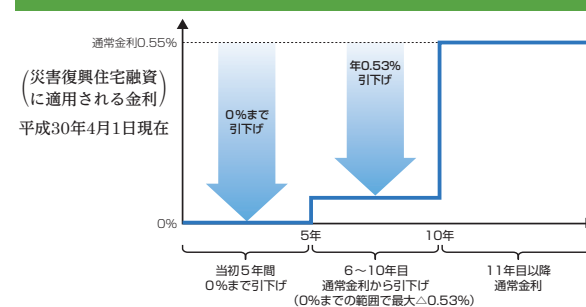
を低利で融資しています。また、住宅の敷地が崩落や液状化等により被害を受けた場合には、住宅の再建に併せて整地工事にも融資を行います。

います。災害復興住宅融資等の申込みは 19,368 件、融資実行は 15,920 件（いずれも累計：平成 30 年 3 月 31 日現在）となりました。

<融資の申込件数・実行件数の推移>



適用金利の段階的引下げ図（建設・購入の場合）



▶ ご高齢の方の住宅再建支援

ご高齢の方の住宅再建を支援するために、親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例の制度をご用意しています。

【親子リレー返済とは】

返済期間は、申込人が 80 歳となる日までに返済が完了するように設定していただく必要がありますが、申込本人の子等を後継者としてお申込みいただくことにより、申込本人の年齢にかかわらず、後継者の年齢で返済期間を設定することが可能となる制度です。

【親孝行ローンとは】

被災住宅に居住していた満 60 歳以上の親等が住むための住宅を建設、購入又は補修する場合にお申込みいただける制度です。

【高齢者向け返済特例とは】

毎月のご返済を利息のみとし、借入金の元金は申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方から融資住宅及び土地の売却等により、一括してご返済いただく制度です。

災害予防 地すべり等関連住宅融資・宅地防災工事融資

地すべり等関連住宅融資は、地すべりや急傾斜地の崩壊により被害が生じるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合に必要な資金の融資を行っています。

宅地防災工事融資は、地方公共団体から、土砂の流出などによる災害から宅地を守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方への必要な資金の融資を行っています。

高齢者の居住安定等 サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

高齢者の居住安定に資する住宅の整備を促進するため、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設資金、異なる用途に使用されていた住宅をサービス付き高齢者向け

賃貸住宅に転用するために購入する資金及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅に転用するための改修工事資金の融資を行っています。

サービス付き高齢者向け賃貸住宅とは

平成 23 年の「高齢者住まい法」改正により創設された、高齢者の居住を支える見守りや介護等のサービスを提供し、建物がバリアフリー化された賃貸住宅です。具体的には登録基準に適合し、地方公共団体に登録された賃貸住宅で、併せて補助金や税制優遇、政策融資といった支援が行われ供給されています。

(融資事例)

団地名：「ミライアコート宮の杜」、千葉県佐倉市、平成 27 年 2 月竣工

自然と都市機能の調和を目指したユーカリが丘において、高齢者の居住の安定を推進するために整備された賃貸住宅です。来訪した家族と食事ができるファミリーキッチンや居住者の五感を活性化させるケアガー

デンなど充実の共用部、住まう方の安心と安全を追求した医療機関提携、停電時の最大 48 時間自家発電設備など災害対策にも配慮されています。

平成 27 年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地

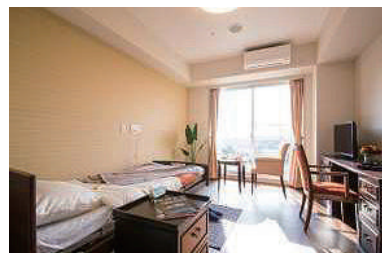
〈建物外観〉



〈フロアリビング〉



〈居室内〉



(融資事例)

団地名：「みらいえ高山」、岐阜県高山市、平成 28 年 9 月竣工

飛騨高山地方は全国を上回るペースで急速に高齢化が進んでおり、地域の課題となっています。

高齢者の住まいの受け皿としてサービス付き高齢者向け賃貸住宅「みらいえ高山」（岐阜県高山市）が建設され、その事業資金として、地域金融機関である高山信用金庫と住宅金融支援機構による協調融資が利用されました。

「みらいえ高山」では、24 時間見守りサービスや医療機関と連携した訪問診療等の生活支援サービスが提供されています。

また、建設資材には地元の林業高校の生徒が授業の一環で伐採した飛騨五木が使用されるとともに、建設に当たり地元事業者も多く関わるなど、地域産業の活性化にも寄与しています。

〈建物外観〉



子育て世帯支援 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資

子育て世帯に必要な住戸規模と省エネルギー性能を有する賃貸住宅の供給を促進することを目的として、建設

資金等の融資を行っています。

安全な住宅市街地整備 まちづくり融資

密集市街地等における防災機能や居住環境の整備等、土地の合理的利用を促進する次の事業に対し事業資金等の融資を行っています。

- ・老朽マンションの建替え（敷地売却を含みます。）
- ・防災街区整備事業や重点密集市街地における賃貸建築物建替え事業
- ・市街地再開発事業等
- ・密集市街地における共同建替え事業、地区計画等における壁面の後退基準等に適合する建築物の建替え事業

▶ 密集市街地等における建替え事業**（融資事例）**

団地名：「フレール大塚」、東京都豊島区、平成 30 年 1 月竣工

土地所有者は、信託会社から土地信託により相続問題等の課題解決の提案を受け、旧耐震建築物を建て替えました。建替えにあたって、免震構法により地震に強い賃貸住宅とすることで市街地の防災性を高め、また、防災用井戸等を設置することで災害時の地域の防

災対策の向上に貢献しています。

なお、全ての住戸について、逆梁工法を採用することで床下収納を設置し、入居者の満足度の高い賃貸住宅としています。

平成 30 年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地

〈建物外観〉



〈逆梁工法を利用した床下収納〉



〈防災井戸及びかまど〉

**（融資事例）**

団地名：「ケイ グレース」、大阪府大阪市東住吉区、平成 29 年 2 月竣工

密集市街地で防災性向上重点地区（アクションエリア）と定められた地域において、複数棟の老朽賃貸住宅の建替えにあたって、住宅性能表示制度の耐震等級 2 を取得した賃貸住宅を建設し、市街地の防災性向上

に貢献しています。また、エントランスから各住戸まで、手すりやスロープが設置され、住戸内部も含めて安全安心なバリアフリー設計がされています。

平成 29 年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地

〈建物外観〉



〈スロープ・手すり〉



〈住戸内部〉

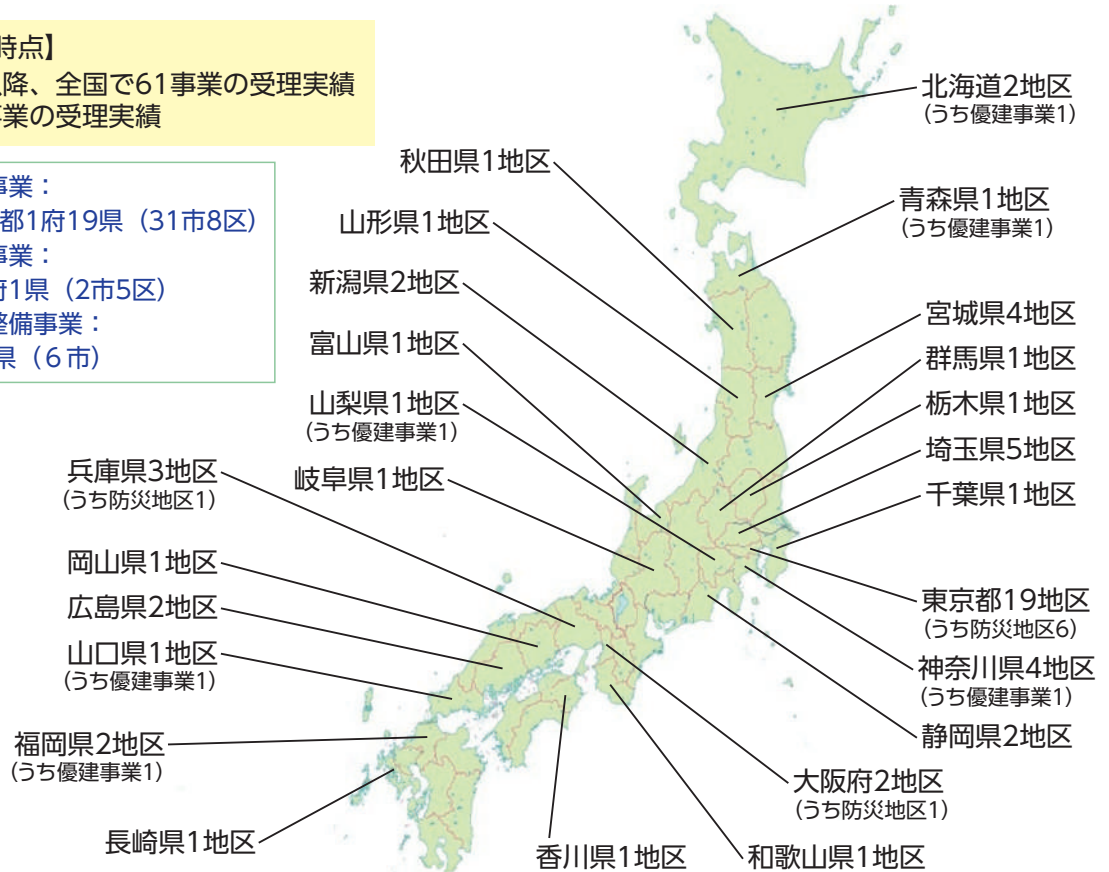


<再開発事業等におけるまちづくり融資の受理状況>

【平成29年度末時点】

- ▶平成19年度以降、全国で61事業の受理実績
- ▶都内では19事業の受理実績

- 市街地再開発事業：
47地区＝1道1都1府19県（31市8区）
- 防災街区整備事業：
8地区＝1都1府1県（2市5区）
- 優良建築物等整備事業：
6地区＝1道5県（6市）



<マンション建替事業におけるまちづくり融資の受理状況>

【平成29年度末時点】

- ▶平成19年度以降、全国で45事業の受理実績
- ▶都内では22事業の受理実績

- マンション建替事業：
45事業＝1都1府7県



市街地再開発事業

（融資事例）

事業名：「梶谷駅前地区第一種市街地再開発事業」、東京都大田区、平成 28 年 12 月竣工

梶谷駅前地区は、小規模木造住宅が密集し、火災や地震時における危険性が指摘されており、駅前という交通の便が良い地区にもかかわらず土地の有効利用が図られておりませんでした。

東京都の整備方針に基づき、本事業の実施による耐震・不燃化によって地区の防災機能を向上させるとともに、施設建築物により延焼遮断帯を形成し、周辺地

区全体の防災性の向上と緊急輸送道路の安全性の向上に貢献しました。

また、賑わいの中心となる商業利便施設、子育て支援・高齢者支援施設等を配置し、都市機能の充実を図り、地域の活性化の拠点となりました。

平成 29 年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地

〈整備前〉



〈整備後〉



（融資事例）

事業名：「広島駅南口 B ブロック第一種市街地再開発事業」、広島県広島市、平成 28 年 8 月竣工

「広島駅南口 C ブロック第一種市街地再開発事業」、広島県広島市、平成 28 年 12 月竣工

老朽化した複数の建築物や細分化された土地の利用状況を改善し、高層の耐火建築物とすることにより、土地の高度利用を図り、商業機能の集積や都心居住の推進、都市の防災性を大きく向上させました。

従前の権利者が非常に多く、合意形成には多大な時

間と労力を要しましたが、基本計画から 35 年の歳月をかけ、「広島市の陸の玄関口にふさわしい高次産業・業務機能や高質な居住機能等の複合的な都市機能を強化」する地区として再生がなされました。

平成 29 年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地

〈広島駅南口 B ブロック〉



〈広島駅南口 C ブロック〉



▶ マンション建替事業

(融資事例)

事業名：「セントラル美竹マンション建替事業」、東京都渋谷区、平成 27 年 7 月竣工

建替前の建物は、昭和 45 年の建設から築 45 年が経過した借地権付きマンションでした。渋谷駅から徒歩 6 分と好立地にありながらも、敷地面積が小さく、建替後の住戸数も建替前から 20 戸しか増加しなかったため、デベロッパー等の事業協力が得られず、コンサル

タント事業者と所有者による自力建替えとして事業計画検討が進められました。機構では、マンション建替組合に事業資金を融資しました。

平成 28 年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地

〈整備前〉



〈整備後〉



マンションストック維持・再生 マンション共用部分リフォーム融資

マンションの経年劣化への対応や耐震性等の向上を目的として、マンションの外壁や屋根防水等の大規模修繕

や耐震改修等に必要な資金をマンション管理組合や区分所有者に対して融資しています。

▶ マンション共用部分リフォーム融資

(融資事例)

団地名：「豊玉南住宅管理組合」東京都練馬区 平成 29 年 5 月工事完了

本事例は、東京都の特定緊急輸送道路耐震化条例に基づき、184戸という大規模団地において、合意形成に向けて総会議決や住民説明会を複数回実施することで、足掛け7年の月日を経て耐震化を実現しました。耐震改修工事の実施に当たっては、助成金と機構融資を有効活用することにより、修繕積立金の増額をせず、今後の大規模修繕計画への備えを残すことも可能になりました。

居住者の安全、緊急輸送道路沿道建築物として周囲の防災性向上に寄与するとともに、工事の実施によって、中古住宅としての売買価格が上昇する等、資産価値の向上を図ることができました。

また、工法を工夫することにより、建物外観が施工前後でほぼ変わらなかった点も特徴です。

平成 30 年度住宅金融支援機構理事長感謝状贈呈団地

〈施工前外観〉



〈施工後外観〉



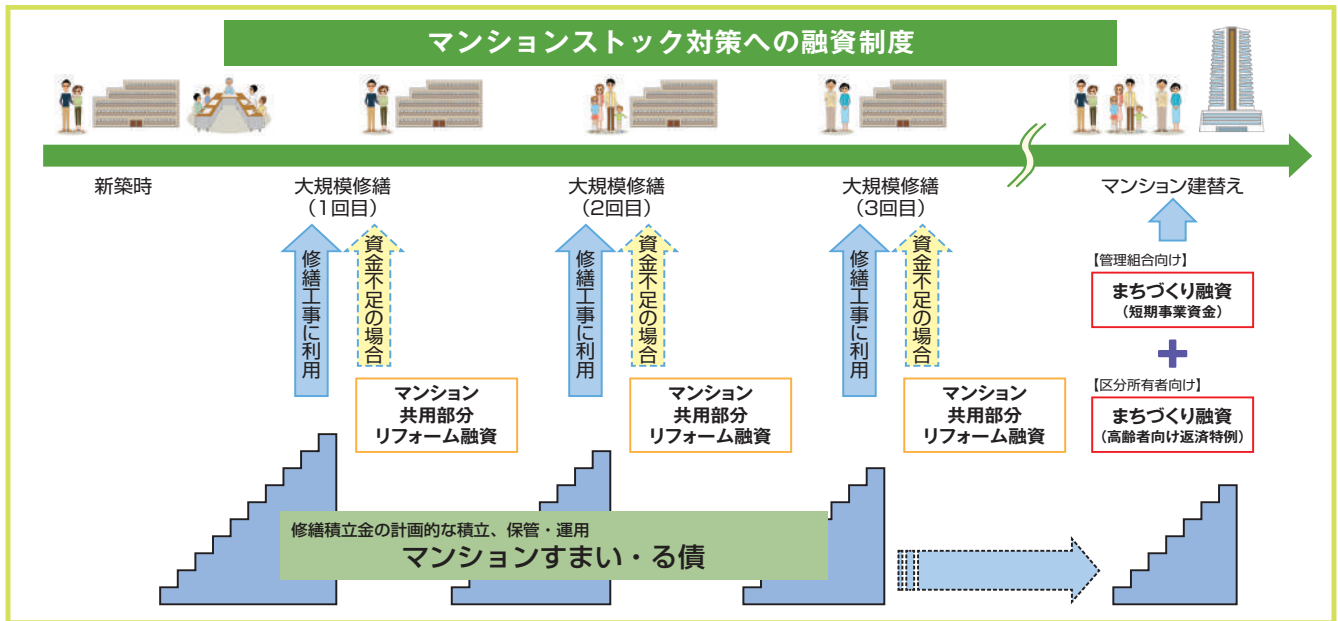
〈施工箇所〉



マンションストック維持・再生

マンションの適切な維持管理・再生を資金面から支援するために、新築から建替え等に至るまでのそれぞれの

ステージに対応した制度をご用意しています。



マンションストック維持・再生 マンションすまい・る債

「マンションすまい・る債」とは、分譲マンションの管理組合が区分所有者から集めている修繕積立金の適切な管理・運用をサポートするために、住宅金融支援機構が国の認可を受けて発行している債券です。平成12年度から発行を開始し、我が国のマンション管理組合の約2割の組合に購入していただいています。

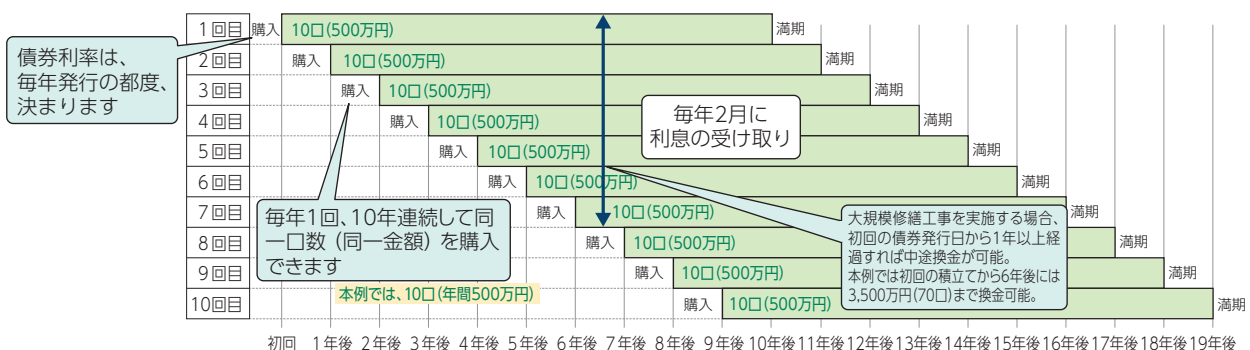
「マンションすまい・る債」を購入されたマンション管

理組合には、機構の「マンション共用部分リフォーム融資」の融資金利を0.2%引き下げるほか、機構から「マンション情報BOX（マンション管理に役立つ記事を掲載した情報誌）」を年2回ご送付、また、マンション管理・再生に関するセミナーの開催情報等をメールマガジンにより配信しています。

▶▶ マンションすまい・る債の特長

- ・利付10年債で、毎年2月に利息をお支払（発行した債券の経過年数に応じて年平均利率が年々アップする仕組み）
- ・1口50万円で、複数口数のお申込みが可能
- ・毎年1回、10年連続して同一口数の積立てを行うことが可能
- ・初回の債券発行日から1年以上経過すれば、修繕のための中途換金が可能

10年連続して10口（年間500万円）購入する場合のイメージ



高齢者の居住安定等／マンションストック維持・再生 高齢者向け返済特例（リフォーム融資・まちづくり融資）

一般的に高齢になると返済期間が短くなる等の理由から、通常の元金及び利息を返済していく住宅ローンでの資金計画は立てにくくなります。本制度は、60歳以上の高齢者の方が自宅のバリアフリー工事又は耐震改修工事を行う場合や、マンション建替え事業等による住宅の建設又は購入をされる場合にご利用いただけるとご返済方法です。お亡くなりになるまでの間は利息のみのお支払となり毎月のご返済負担を軽減できます。借入金の元金は、借入申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人

の方から融資住宅及び敷地の売却等の方法により、一括してご返済いただきます。

機構では、マンション建替えを検討している管理組合等に対し、説明会や相談会などを実施し、建替えに向けて合意形成に協力しています。

〈説明会の模様〉



耐震性の向上 リフォーム融資（耐震改修）

住宅の耐震性の向上を目的として、耐震改修に必要な資金に対する融資を行っています。

また、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等へ備えるため、平成25年11月に改正耐震改修促進法（平成7年法律第123号）が施行されており、特に緊急輸送道路沿道の耐震性不足マンションの耐震改修などは急務とされ

ています。

耐震改修工事の中でも免震工事などには多額の費用がかかるため、マンション共用部分リフォーム融資（耐震改修工事）の融資限度額の引上げ（一般の大規模修繕の場合の150万円から500万円へ引上げ）や融資金利の引下げを実施しています。

（平成30年7月1日現在）

対象物件	個人住宅（一戸建等）		分譲マンション	賃貸住宅・賃貸アパート
融資メニュー	リフォーム融資		マンション共用部分リフォーム融資	賃貸住宅耐震リフォーム融資
資金使途	自ら居住する住宅、親が居住する住宅等を耐震改修する場合	住宅を借上げる機関を介して、自宅を第三者に賃貸する住宅を耐震改修する場合	マンションの共用部分を管理組合又は区分所有者が耐震改修する場合	既存の賃貸住宅を耐震改修する場合
工事内容	①耐震改修工事 ②耐震改修工事〔高齢者向け返済特例〕	①住みかえ支援（耐震改修工事） ②住みかえ支援（耐震改修工事）〔高齢者向け返済特例〕	①管理組合申込み（耐震改修工事） ②区分所有者申込み（耐震改修工事） ③区分所有者申込み（耐震改修工事）〔高齢者向け返済特例〕	耐震改修工事
融資限度額	①「1,000万円」又は「工事費の80%」のいずれか低い額 ②「1,000万円」又は「工事費の100%」のいずれか低い額（ただし、保証機関が保証する限度額が上限）		①「住宅戸数×500万円」又は「工事費の80%」のいずれか低い額 ②「1,000万円」又は「区分所有者が負担する一時金の80%」のいずれか低い額 ③「1,000万円」又は「区分所有者が負担する一時金の100%」のいずれか低い額（ただし、保証機関が保証する限度額が上限）	工事費の80%
返済期間	①20年以内 ②申込者（連帯債務者を含む全員）がお亡くなりになる時まで		①10年以内 ②20年以内 ③申込者（連帯債務者を含む全員）がお亡くなりになる時まで	20年以内
返済方法	①元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い（ボーナス併用払いも可） ②毎月のお支払いは利息のみ。元金は申込者（連帯債務者を含む全員）がお亡くなりになられた時に相続人が一括返済いただくか、担保提供いただいた土地・建物の処分などにより返済		①元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ②元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い（ボーナス併用払いも可）等 ③毎月のお支払いは利息のみ。元金は申込者（連帯債務者を含む全員）がお亡くなりになられたときに相続人が一括返済いただくか、担保提供いただいた土地・建物の処分などにより返済	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い

団体信用生命保険等業務

● ご返済中の「万一の事態」に備えた「安心」をご提供しています。

機構の団体信用生命保険は「フラット35（買取型）」又は災害復興住宅融資等の住宅金融支援機構等の個人向け融資※を利用している方で、ご加入された方が万一の場合（下表参照）、生命保険会社等から支払われる保険金等により、残りの住宅ローンが弁済される保障制度です。

3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）の場合も保障する保険や住宅ローンをご夫婦連帯債務でご返済する場合にご夫婦お二人を保障する保険（愛称「デュエット」）も用意しています。

※ 「独立行政法人住宅金融支援機構」、「独立行政法人福祉医療機構（旧年金資金運用基金）」及び「沖縄振興開発金融公庫」の住宅ローンをいいます。

<「フラット35（買取型）」の保障内容>

平成 29 年 9 月以前の申込者		平成 29 年 10 月以後の申込者	
団信の種類	保障内容	団信の種類	保障内容
機構団信	死亡・高度障害	新機構団信	死亡・身体障害保障
3大疾病付機構団信	死亡・高度障害・3大疾病	新3大疾病付機構団信	死亡・身体障害保障・3大疾病・介護保障

注：災害復興住宅融資等の住宅金融支援機構等の個人向け融資をご利用された方は「平成 29 年 9 月以前の申込者」の欄の保障内容となります。

機構の団体信用生命保険の仕組み

「フラット35（買取型）」をご利用の場合



住宅金融支援機構融資（災害復興住宅融資等）をご利用の場合



沖縄振興開発金融公庫・独立行政法人福祉医療機構の住宅ローンをご利用の場合



<団信弁済実績の推移>

（単位：件）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
団信弁済件数	10,203	9,378	8,767	8,377	8,013

※ 業務開始時（昭和 55 年）からの累計：345,882 件

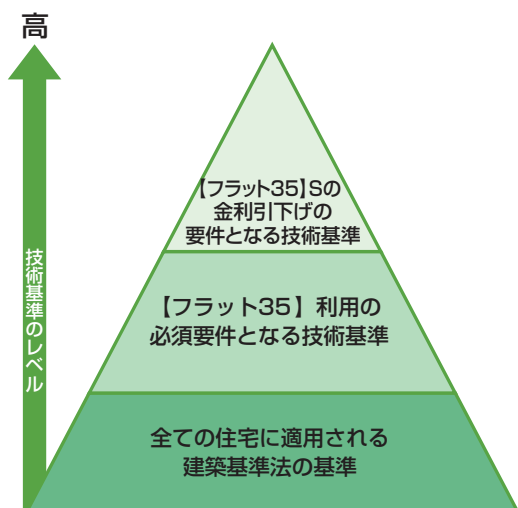
良質住宅の普及

- 良質住宅を普及させるために融資対象住宅に対する技術基準を定め、検査体制を整備しています。

技術基準と良質な住宅への誘導

【フラット35】の融資の要件として技術基準を定めています。大きく分けて必須基準と【フラット35】S利用時に適用される技術基準があります。特に後者に適合

する、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性に優れた住宅に対しては、一定期間金利の引下げを行い、良質住宅への誘導を図っています。



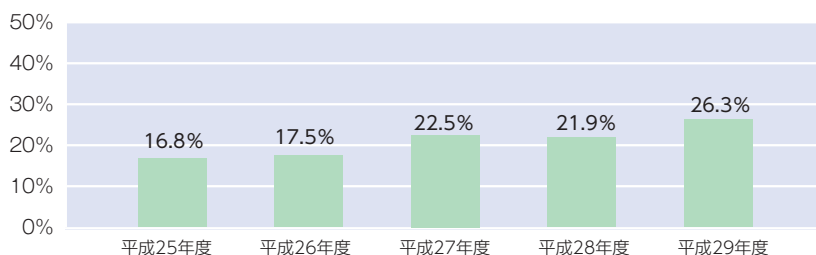
<【フラット35】Sで対象となる4分野の住宅性能>

省エネルギー性に優れた住宅	耐震性に優れた住宅
 - 断熱材を隙間なく施工 - 開口部の二重化 など	 - 壁の量・配置バランスの確保 - 躯体接合部を強化 - 基礎を強化 など
住まいの断熱性能を高め、暖冷房で使われる電力及び灯油等の化石燃料の消費を減らすことが、地球環境の保全のために求められています。	大規模な地震に備え、住宅の耐震性を高め、安全性を確保することが非常に重要です。
バリアフリー性に優れた住宅	耐久性・可変性に優れた住宅
 - 段差の解消 - 手すりの設置 - 通路幅の確保 など	 - 防腐、防蟻措置 - 小屋裏、床下の換気 など
高齢者にとって住みやすい住まいであることは、在宅介護への備えも含めて、これからの住まいづくりの基本とすべきです。	成熟社会を迎えた我が国においては、良質な住宅ストックの形成が急務です。なるべく長持ちする住宅を建て、それを大切に使い続けることが、私たちの生活と地球環境を守ることに繋がります。

【フラット35】を通じて、良質住宅の普及に取り組んでいるところです。

特に、【フラット35】Sによる金利引下げにより、長期優良住宅などの普及に着実に貢献しています。

<【フラット35】新築住宅の申込みにおける長期優良住宅のシェア>



良質住宅の普及啓発

住宅工事仕様書の作成と発行

【フラット35】技術基準や設計図面では表せない施工方法・使用材料などをわかりやすく解説する住宅工事仕様書を作成し、発行しています。

旧住宅金融公庫時代から通じて、約70年の歴史を有する仕様書です。



事業者さま向け仕様書セミナーの開催

住宅事業者さま向けに、住宅工事仕様書を活用して、【フラット35】や【フラット35】Sの技術基準をわかりやすく解説するセミナーを開催するとともに、業界団

体主催のセミナーに対しても機構職員を講師として派遣しています。

技術審査による技術基準への適合性確認

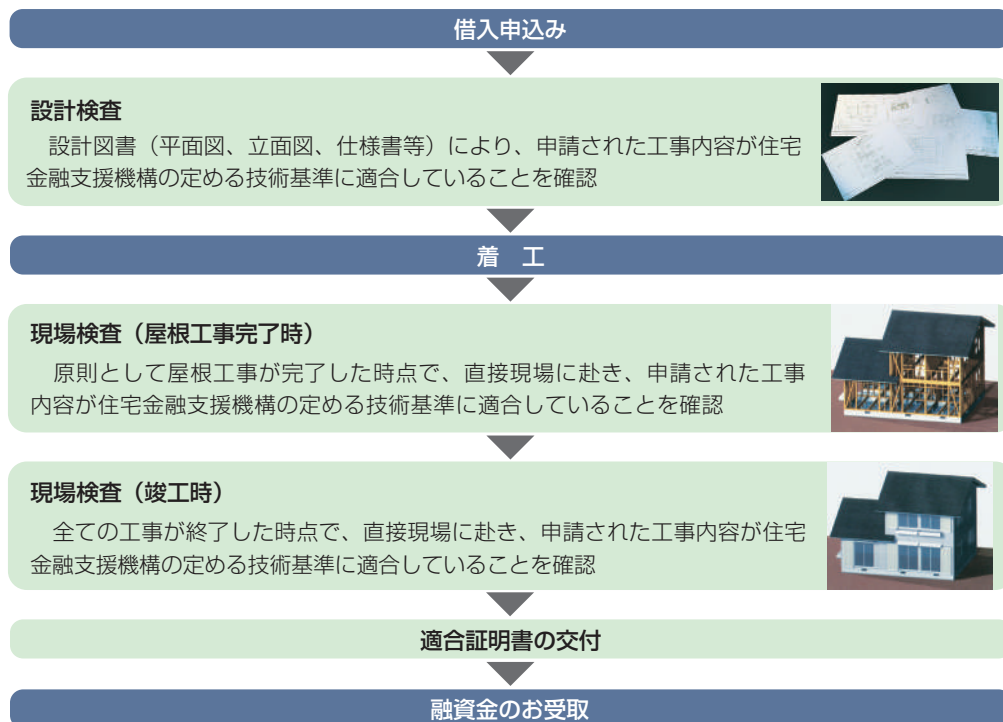
技術基準に適合することを確認する技術審査については、住宅性能表示制度等とも整合を図りながら実施し、

新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることも確認することとしています。

技術審査の方法

【フラット35】等の技術審査は、住宅金融支援機構と協定を締結した民間検査機関が行います。民間検査機関は、設計検査と現場検査により、お客さまの住宅が【フ

ラット35】等の技術基準に適合していることを確認し、適合証明書を交付します（新築住宅の場合）。

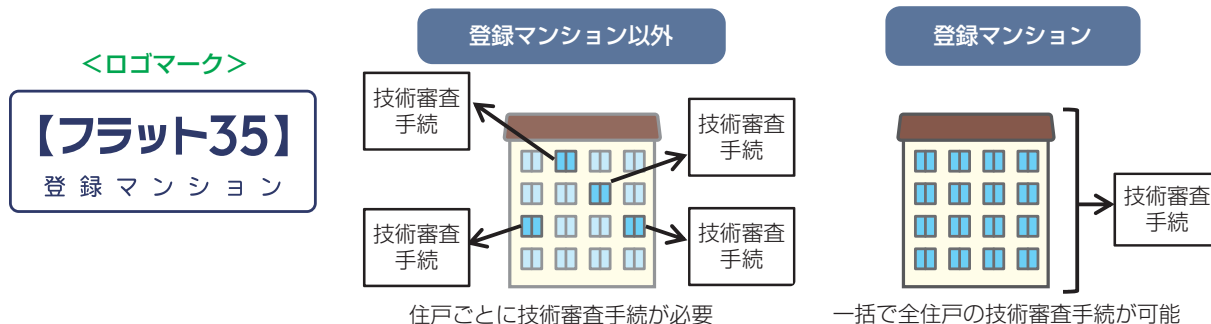


「【フラット35】登録マンション」による技術審査の効率化等

新築マンションについて、あらかじめマンション全体で一括して技術審査を受けることにより、【フラット35】の借入申込に際して住戸ごとに技術審査を受ける手続を省略できる「【フラット35】登録マンション」の

制度を用意しています。

なお、「【フラット35】登録マンション」の制度を利用する事業主は、マンション販売時の広告表示において「【フラット35】登録マンション」と表示できます。



「中古マンションらくらく【フラット35】」による技術審査の省略

中古マンション購入時の技術審査を省略できる「中古マンションらくらく【フラット35】」の制度を用意しています。

「中古マンションらくらく【フラット35】」は、機構が定める技術基準に適合していることを、あらかじめ検査機関等が確認した中古マンションです。

債権管理業務

● 住宅ローンをご利用のお客さまに、ご返済中の「安心」を提供しています。

債権管理業務の概要

住宅金融支援機構は、多くのお客さまに住宅ローン等をご利用いただいています（平成 30 年 3 月末現在 165.5 万件、残高 23.3 兆円）※。

長期にわたる住宅ローンの返済期間中には様々な手続が必要となることがあります。機構では、ご返済中の全

てのお客さまが安心して、そしてスムーズにその手続を行うことができるように住宅ローンの完済まで一貫して丁寧にお手伝いしています。

※ 旧住宅金融公庫の住宅ローン等をご利用のお客さまを含みます。

融資額残高証明書の発行

住宅資金の融資を受けられた場合、一定の要件にあてはまるときは、所得税の税額控除（住宅借入金等特別控除）が受けられます。機構では、手続に必要な「融資額残高証明書」を、お客さまに余裕を持って準備をさせていただくため毎年 10 月頃にお客さまに郵送するとともに、控除を受けるための条件などの必要情報を機構ホームページで紹介しています。

返済方法の変更

長期にわたる住宅ローンの返済中には、融資を受けられたときとはお客さまを取りまく環境が変わることはよくあることです。機構では、「返済方法変更」のメニューを数多く揃えており、お客さまごとに必要性も含めて判断した上で、毎月の返済額を増やすことも減らすこともできるようにしています。

住宅ローンの一部繰上返済

住宅ローンは、毎月の返済が原則ですが、毎月の返済とは別に、まとまったお金が貯まったときに一部繰上返済ができます。機構では、手続をインターネットを通じて行うことができるなどお客さまの利便性を高める工夫も導入しています。

『住・My Note』（返済中のお客さま向けインターネットサービス）について

『住・My Note』は、「フラット 35（買取型）」や機構（旧公庫）融資をご返済中のお客さまが、住宅ローンの借入金残高照会、証明書類の発行依頼、繰上返済のシミュレーションや一部繰上返済の申込みなどをインターネットを通じてご利用いただけるサービスです。

一部繰上返済を金融機関の窓口で行う場合は 100 万円からですが、『住・My Note』の場合は、10 万円からお申込みいただけます。

※『住・My Note』のご利用に当たっては、「お客様 I D」が必要です。お客様 I D の申込方法等は『住・My Note』サイト（<https://www.su-mynote.jhf.go.jp>）でご確認いただけます。



ご返済に関する相談概況

住宅ローンの返済にお困りのお客さまが、今後の返済についてご希望などを安心してご相談いただけるよう、受託金融機関の機構窓口とも連携し、返済相談の体制を整えています。また、返済相談では丁寧なカウンセリン

グを行い、お客さまの実情に応じた家計の見直しや最適な返済方法変更メニューのご提案等、お客さまの自立的な返済継続及び生活再建を支援しています。

返済相談の実績

累計：3,536,494 件

※平成 10 年度～平成 29 年度の実績

返済方法変更特例措置等の適用状況

住宅ローンの返済が著しく困難になられたお客さまについては、家計の事情等に応じて返済負担を軽減し、返済を継続いただけるよう、返済方法変更の特例措置を実施しております。また、そのほかにも、返済日の変更、

毎月・ボーナス返済額の内訳変更、ボーナス返済の取りやめなどの返済方法変更メニューを用意しております。加えて、ご高齢のお客さまを対象とした返済方法変更メニューとして、「シルバー返済特例」を用意しております。

返済方法変更の特例措置の適用条件

経済事情や病気等の事情により返済が困難になり、機構の定める基準を満たす方で、返済方法の変更によって、今後の返済を継続できる方については、返済期間を最長15年延長することにより、毎回の返済負担を軽減しま

す。このうち、失業中の方又は収入減少割合が20%以上の方については、最長3年間の元金据置期間の設定を行うこともでき、毎回の返済負担を大幅に軽減することができます。

返済方法変更特例措置の適用実績*

累計：227,375件

※平成10年12月～平成29年度の実績

中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた取組の継続

機構では、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）に基づき、住宅ローン等をご利用のお客さまからのご相談により一層適切に対応するため、取組方針を公表し、その体制を強化して取組を進めてきました。同法の期限

は平成25年3月末に到来しましたが、機構では引き続き、住宅ローン等をご利用のお客さまから返済等についてご相談をいただいた場合には、適切で丁寧な対応を継続しております。

<貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額(平成21年12月4日～平成30年3月31日)>

(単位：件、百万円)

	中小企業のお客さま 向けの貸付債権※1		住宅資金お借入れの お客さま向けの 貸付債権※2	
	件数	金額	件数	金額
貸付条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	744	145,601	109,882	1,371,864
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	652	128,413	81,218	1,014,107
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	39	7,637	3,334	45,315
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	0	0	351	3,626
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	53	9,551	24,979	308,816

※1 中小企業金融円滑化法第4条を踏まえた措置

※2 中小企業金融円滑化法第5条を踏まえた措置

返済中に災害で被災したお客さまの生活再建のお手伝い

東日本大震災、熊本地震のような地震はもちろん、風水害などによっても、ご自宅が被害を受ける可能性は誰にでもあるといえます。機構では、災害で被害を受けた返済中のお客さまに対して、生活再建を最優先させることとしてお手伝いしています。

被害を受けて返済継続が難しいお客さまには、毎月の返済を一定期間減額したり、返済期間を延長する返済方法変更メニューをご案内しております。平成28年4月に発生した熊本地震では、この返済方法変更を423

件のお客さまにご利用いただきました（平成30年3月31日現在）。

また、災害がローンの返済に影響を与えた場合における、今後のローンの返済の整理手続を定めた「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の構築にも住宅ローン専門機関として積極的に参画しました。同ガイドラインに関しては、熊本地震等で被災したお客さまからは95件の債務整理開始の申出をいただいています（平成30年3月31日現在）。

国内の住宅金融に関する調査研究

● 我が国における住宅金融に関する調査研究を実施しています。

住宅金融支援機構では、お客さまがニーズに応じて長期固定金利の住宅ローンを選択できるよう、新たな住宅循環システムの構築などの政策対応を踏まえ、我が国の住生活の向上を金融面から支援する証券化支援業務をは

じめとする業務を実施し、住宅ローンの商品性の向上を図るとともに、社会経済情勢に応じた国内における住宅金融に関する調査研究を行っています。

住宅金融に関する市場やお客さまの実態把握

国内の住宅金融市場における住宅ローンの供給実態を把握するため、日本銀行や業界団体等のご協力を得て住宅ローンの新規貸出額及び貸出残高に関する調査を、民間金融機関等のご協力を得て住宅ローンへの取組姿勢など貸出動向に関する調査を行っています。

また、住宅ローン利用者の属性・ニーズなど需要実態を把握するため、長期固定金利のフラット35利用者の

属性等をはじめ、民間住宅ローンに対する消費者の意識や行動などに関する調査を行っています。

これら住宅ローン関連調査の結果は、ホームページ(<https://www.jhf.go.jp/about/research/loan.html>)に掲載しています。なお、調査結果は、政府機関やシンクタンク等の研究機関、市場関係者などに広く活用されています。

<住宅ローン関連調査>

名称	周期	主な内容
業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移	四半期	業態別の新規貸出額、期末残高の実績
民間住宅ローンの貸出動向調査	年1回	住宅ローンへの取組姿勢、営業戦略など
フラット35利用者調査	年1回	フラット35利用者の属性、借入額など
民間住宅ローン利用者の実態調査	年2回	希望する金利タイプ、利用した金利タイプ、今後1年間の金利見通しのほか、住宅ローン選択の意識や行動に関する事項など
民間住宅ローン利用予定者編		
民間住宅ローン利用者編		
民間住宅ローン借換の実態調査	年1回	借換前後の金利タイプの変化など

住宅金融市場のデータ収集や分析

政府等統計データ、市場における各種調査結果などを収集し、地域連携等の政策課題を踏まえて「住宅・金融データ集 2017」として市場関係者に情報発信しています。また、学識者や研究機関、市場関係者との研究会や意見交換会等も行い、収集したデータや情報を用いて社

会経済情勢を踏まえつつ、我が国の住宅金融市場に関する分析を行っています。その結果は広報誌『季報住宅金融』への掲載をはじめ、日本不動産学会等での報告、学会誌、専門誌、業界団体等の機関誌などへの寄稿、セミナーや講演会等を通じて情報発信しています。

<2017年度季報住宅金融> (<https://www.jhf.go.jp/about/kihou/index.html>)

- ・住宅ローン選びにおける情報の活用状況について(夏号)
- ・拡大する既存住宅の取引市場(秋号)
- ・住宅ストック更新スピードの変化とその背景(冬号)
- ・民間金融機関による住宅ローンの取組状況と今後の見通し(冬号)

<日本不動産学会 2017年度秋季全国大会論文集>

- ・フラット35利用者調査を踏まえた既存住宅流通市場の見通しについて
- ・住宅市場を取り巻く環境変化についての考察と検証～拡大する中古住宅市場の市場実態を探る～

<専門誌、業界団体機関誌等>

- ・国内住宅着工動向(『木材情報』2017年6・9・12月号、2018年3月号)
- ・住宅市場の動向について(『ALIA NEWS』2018新年号)
- ・国内金融機関の住宅ローン戦略見直し(『金融ジャーナル』2018年3月号)
- ・住宅ローン市場と消費者動向の現状(『住宅』2018年3月号)

<セミナー等>

- ・金融緩和下における住宅市場の姿～住宅市場の現状・過去・未来～(Re-Seedセミナー、2017年7月)